更生する人に就労支援を「犯罪のない青森県へ」

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

青森県
就労支援事業者機構
AES NEWS NO.27

令和7年7月発行（第27号）
NPO法人青森県就労支援事業者機構
〒030-0861 青森市長島1-3-28
プラザあすなろ２階
あおもり更生保護センター内
TEL 017-718-3184
FAX 017-718-3185

青森保護観察所
所長　正木　勉

再犯防止の要

青森保護観察所長　正　木　　勉

青森県就労支援事業者機構の皆様におかれましては、日ごろから、更生保護事業に対して御理解、ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

私は本年 4 月に秋田保護観察所から異動して参りましたが、青森保護観察所は保護観察所に採用されて初めて勤務した場所になります。大変うれしくもあり、また身の引き締まる思いでおります。何卒よろしくお願い致します。

ところで、近年、刑法犯の検挙者の約半数が再犯者であるという状況を鑑み、国、地方公共団体、民間協力者が一体となって地域の再犯防止の推進に力を入れています。

その再犯防止のための柱の一つが「居場所」と「出番」、すなわち「住居」と「仕事」です。社会生活をする上で住居は必須ですし、4 人に 1 人が無職の状態で保護観察を終えている現状からも、刑務所出所者等の就労の確保が重要であることが分かります。

保護観察所においては、身元保証制度や就労奨励金のほか、ハローワークとの連携による各種就労支援メニューなど各種制度を積極的に活用し、支援を必要とする者へのきめ細かな支援をしています。

高齢や障害を抱えるなど一般就労が困難な層の割合が増加していることもあって、これまで以上に対象者のニーズに応えた多様な就労先を確保することが大切になっています。

保護観察対象者等にとって、就職はあくまでも更生への第一歩です、社会の一員として社会復帰を果たすためには職場への定借・就労の継続が必要です。

引続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

あおもり更生保護センター OPEN しました

青森県の更生保護関係 7 団体の事務所です。
当機構も、移転致しました。

【移転場所】
〒030-0861　青森市長島 1-3-28
プラザあすなろ２階　あおもり更生保護センター内
TEL 017-718-3184　FAX 017-718-3185

令和７年度　第１回理事会・通常総会開催について

５月２７日（火）、青森保護観察所において理事会・通常総会が開催されました。理事会は、１３名（書面表決４名）の出席、通常総会は代理出席や書面表決を含め１１３名の出席がありました。

川嶋勝美会長と青森保護観察所　正木勉所長様のあいさつの後、令和６年度事業報告及び活動決算報告の議案審議が行われ、いずれも承認されました。

また総会終了後は、秋田県就労支援事業者機構会長　伊藤萬治郎氏の御講話がありました。

秋田県就労支援事業者機構　会長　伊藤萬治郎氏

秋田県就労支援事業者機構
会長　伊藤萬治郎氏
講話　動画紹介（約 13 分）

Google　G メールのアドレスをお持ちの方はご視聴できます。

青森地区協力雇用主会総会に出席

６月17日（火）、アップルパレス青森において、青森地区協力雇用主会総会が開催され、　川嶋会長が来賓として出席しました。

青森県協力雇用主会連盟総会に出席

６月２５日（水）、プラザあすなろ集会室において、青森県協力雇用主会連盟総会が開催され酢谷事務局長が出席しました。

八戸地区協力雇用主会総会に出席

６月２７日（金）、八戸プラザホテルにおいて、八戸地区協力雇用主会総会が開催され、酢谷事務局長が出席しました。